

# 令和2年4月開所小規模保育事業実施者の募集について

## 1 募集の趣旨

「小規模保育事業」は、認可保育所の整備が困難な駅周辺等の市街地において増加する0歳児から2歳児を対象とした保育需要に速やかに応え、待機児童の解消を図ることを目的としております。今回、小規模できめ細かな保育を提供する「小規模保育事業」を実施する事業所（以下、「小規模保育事業所」という。）を、令和2年4月から設置・運営する事業者を募集します。

## 2 募集内容

### (1) 募集施設

募集施設は、事業者の自主整備により、小規模保育事業所A型又はB型を設置する施設とします。

①新設：新規に小規模保育事業所A型を設置する方法

②移行：本市認定保育施設（家庭保育室、ナーサリールーム）から小規模保育事業所（A型又はB型）へ移行する方法

※ 本市認定保育施設からの移行は、7月8日（月）までに事前協議が必要となります。

「小規模保育事業等移行計画書」を提出していただき、移行計画の実現性の有無、内容等を精査した上、認められた場合のみ設置協議申込書を提出していただきます。

### (2) 対象児童及び定員

対象児童：0歳児から2歳児

定 員：6人以上19人以下

### (3) 開設時期

令和2年4月1日

### (4) 募集施設数、募集定員

募集施設数：3～5か所程度

募集定員：50～100人程度

	募集施設数	募 集 区 域 等
新 設	3～5か所程度	西区西大宮1～3丁目、指扇（旧16号より北側） 緑区下野田、美園4丁目
移 行		※周辺の保育需要、小規模施設の設置状況及び空き状況、計画の実現性、在園者への説明及び理解、連携施設が確保できる可能性等を確認し、協議者を選考します。

### 3 応募条件

#### (1) 事業者の条件

小規模保育事業所の設置を希望する事業者は、児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準を満たすほか、次の条件を満たすことを必要とします。

- ① 事業者が個人である場合においては、租税の滞納がないこと。
- ② 事業者が法人である場合においては、直近の会計年度において、特定教育・保育施設を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- ③ さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2項に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ④ 事業者が既に保育に係る事業を実施している場合においては、法に基づく調査等により改善等を要するとされた事項について、適切に対応していること。

#### (2) 施設等の基準

##### ① 施設設備

乳児室又はほふく室	0～1歳児 1人当たり 3.3㎡以上
保育室又は遊戯室	2歳児 1人当たり 1.98㎡以上
屋外遊戯場	2歳児 1人当たり 3.3㎡以上 (近隣の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む)
調理設備	設置 ※ 連携施設から搬入する場合は、加熱、保存等の調理機能を有する設備
トイレ	設置
保育用具	設置

※ 有効面積が基準面積を満たすこと。有効面積とは、内法面積から造付け・固定造作物（ロッカー、子ども用収納棚、手洗い器、ピアノ等）を除いたものをいう。

※ 保育室には、児童手洗い設備を設けてください。

※ 乳児設備として、沐浴が可能な環境を整えることが望ましいこと。

##### ② その他の条件

ア 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であること。

昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断の結果、耐震補強の必要がないと認められる施設であること。

イ 建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。

※ 建築確認を行っていない建物である場合については、遵法性調査の結果等によらず、不可とします。

**※ なお、検査済証がある建物について優先的に協議を行います。**

ウ 検査済証がない建物において、施設の延床面積が100㎡未満の場合については、①又は②のいずれかを提出すること。

① 国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査」に基づき、指定検査機関等にて法適合調査を行い、結果報告書を提出してください。

なお、事業計画承認後、遵法性調査を実施する旨、当該調査の結果、不適合事項がある場合、不適合事項を是正する旨について、建物所有者との合意書を提出してください。

- ② 建築基準法第12条第1項に基づく定期報告対象建築物に該当する場合、定期報告書及び報告済証を提出してください。

なお、報告書において、改善が必要であると判断された項目については、改善結果を提出してください。

エ 施設の延床面積が100㎡未満の場合、当該施設が保育所用途として建築基準法の単体規定に適合する旨の建築士による判定書（様式任意）を事業計画承認後、提出していただきます。

オ 施設の延床面積が100㎡以上の場合、事業計画承認後、速やかに建物用途を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第87条に基づく、「特殊建築物（保育所）」に変更する用途変更を行うこと。

カ 建物1階に設置を予定している申込について優先的に協議を行います。

## 4 運営の要件

### (1) 保育内容

保育内容については、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を遵守することとし、事業所の施設長は、保育所保育指針の内容について熟知していることが求められます。

### (2) 保育所等との連携（「連携施設」の設定）

小規模保育事業所は、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、認定こども園又は幼稚園（以下「連携施設」という。）を適切に確保する必要があります。ただし、③については、保育所、認定こども園又は幼稚園において確保できない場合、※企業主導型保育施設又は市認定保育施設（ナーサリールーム）から確保することを可とします。（6月定例会へ条例改正上程中）

- ① 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援
- ② 必要に応じて、代替保育（事業者等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該従事者に代わって提供する保育をいう。）の提供に関する支援
- ③ 当該事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、保育の提供の終了に際して、引き続き連携施設において受け入れて教育又は保育を提供する支援

※ ③については、令和元年8月末までに、「連携施設確保に係る協議報告書」により、連携枠の確保に向けた協議状況を確認させていただき、事前協議の承認要件とします。

また、原則として令和2年2月末までに、2歳児定員分の連携枠を確保することを事業認可の承認要件とします。

### (3) 開所時間

開所時間は、1日につき連続した11時間とし、午前8時30分から午後5時までを必ず含むものとします。

### (4) 休所日

原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

及び年末年始（12月29日から31日まで並びに1月2日及び1月3日）を休所日とします。  
ただし、当該日を開所日とすることは差支えありません。

(5) 職員配置

		小規模保育事業A型	小規模保育事業B型
施設長		必 置（保育従事者と兼務可）	
保 育 従 事 者	資格	保育士（※1） （※1）保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	保育士（※1）+ 保育従事者（※2） （※1）保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 （※2）子育て支援員研修を修了すること。
	配置割合	【0歳児】 3：1 【1・2歳児】 6：1 ※ 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置	
嘱託医 嘱託歯科医		必 置 ※ 児童の健康診断や健康管理に関する支援を連携施設の嘱託医及び嘱託歯科医から受ける場合は置かなくてよい。	
調理員等		必 置 ※ 調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合は置かなくてよい。	

※ 栄養士は、配置あるいは連携施設に配置されていることが望ましいこと。

(6) 施設長

ア) 常勤職員である保育士

イ) 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所又は児童福祉法第59条の2の規定により届出をしている認可外保育施設（定員6人以上に限る。）で保育士として3年以上の勤務経験を有している者

(7) 給食

原則として施設内で調理すること。ただし、連携施設等からの外部搬入を行う場合はこの限りではありません。

(8) 経理

当該小規模保育事業専用の独立した口座を設け、その他の事業の会計と区分してください。

(9) 苦情処理

苦情解決の仕組みを整備してください。（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置等）

(10) 個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）その他の関係法令に準じ、適切に取り扱う必要があります。

## 5 選考及びスケジュール

### (1) 選考方法

#### ① 書類調査

記載事項により、「さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」及び「さいたま市小規模保育事業等認可等実施要綱」に基づく基準を満たしているか調査を行います。

#### ② 現地調査

申込書類とおりの設備、運営状況となっているか、現況確認するため調査を行います。  
なお、必要に応じてヒアリングのために来庁していただく場合もあります。

#### ③ 選考結果通知

認可候補事業者を選考し通知します。

### (2) 選考基準

「さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」、「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」及び「さいたま市小規模保育事業等認可等実施要綱」に基づく認可・確認基準を備えていることを前提とし、社会福祉事業者として法令を遵守し、小規模保育事業の適切かつ安定した運営が見込めるかを審査します。

その他、評価基準については、以下の項目等を審査します。

① 既存施設については、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていること。

② 保育施設設置者としての安定した運営実績があること。

③ 財務状況等（財務状況、預貯金残高、借入れ残高）

- ・年間事業費の12分の1以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有していること
- ・直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を営む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと、債務超過の状態でないこと等、財務内容が適正であること。

④ 本市の待機児童対策に効果的な立地条件にあるか。

- ・計画地の保育需要
- ・周辺の小規模保育事業所との距離、位置関係
- ・駅からの距離
- ・連携施設確保に係る協議内容報告書
- ・その他小規模保育事業移行計画書 等

### (3) 認可・事業開始までのスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和元年6月25日～7月19日	協議申込書受付期間
令和元年8月	協議対象施設の選定
	子育て支援施設等整備調整委員会にて審査 事業計画承認通知、認可に向け協議開始
令和2年3月	児童福祉専門分科会への意見聴取 事業認可
令和2年4月	事業開始

## 6 申込書類作成方法及び提出

### (1) 申込書類作成方法

- ① 全ての書類をA4（縦）サイズに揃えること。
- ② フラットファイル（A4-S）に綴ること。
- ③ 各書類順にインデックス1～15を付けること。
- ④ 申込書類は、正本1部、副本1部（副本は正本の写しで可）の合計2部作成すること。
- ⑤ フラットファイルの表紙及び背表紙に、さいたま市小規模保育事業等協議申込書（正本・副本）、施設名（仮称可）、設置者名を明示した上で提出すること。

### (2) 申込書類及び添付書類

	設置協議申込書	様式第1号
1	事業計画書	様式第1号 別紙1
2	設置予定施設周辺地図 （設置予定場所、最寄駅、屋外遊戯場代替利用公園が図示されたもの）	様式第1号 別紙2
3	設置予定者（代表者）履歴書（提出日現在のもの） [添付書類] ① 法人の場合・・・法人登記事項証明書・法人の定款 （申込日から3カ月以内に発行されたもの） ② 個人の場合・・・住民票 （本人の住所、生年月日が記載されたもので、申込日から3カ月以内に発行されたもの）	様式第1号 別紙3
4	施設長候補者履歴書	様式第1号 別紙4
5	設置予定施設平面図 ※ 保育室の面積は、内法で計測し、有効面積を求める過程を示した図面とすること。 施設の現況写真（外観及び内部） ※ 施設外観（前面道路から施設入口までの外観）及び、施設内部（保育室調理室、トイレ等）の現況写真を添付して下さい。 これから、建物を建設する又は移転予定の場合、建設予定地又は移転予定建物の現況写真を添付して下さい。	様式第1号 別紙5
6	設置予定施設物件の不動産（建物） 登記事項証明書（申込日から3カ月以内に発行されたもの） ※ 設置予定施設物件が自己所有でない場合 ・・・賃貸契約書等の写し（新設の場合は合意書等で可）	
7	建築確認済証及び検査済証の写し （※ 保育所用途として用途変更済の場合、当該建築確認申請書、建築確認済証及び工事完了届）	
8	小規模保育事業移行計画書（移行希望施設のみ）	所定様式
9	連携施設確保に係る協議報告書	所定様式
10	実施予定収支計画書	様式第1号 別紙6
11	預金残高証明書（申込日から1カ月以内に発行されたもの）	

12	借入金残高証明書（申込日から1カ月以内に発行されたもの）	
13	決算報告書又は納税証明書 ① 設置予定者が法人の場合 ・決算報告書（貸借対照表、損益計算書、財産目録）の写し （過去3か年分） <株式及び有限会社等の企業の場合> ・上記書類のほか、決算報告書の「販売費及び一般管理費」（内訳）を添付すること。 ② 設置予定者が個人の場合 ・国税の納税証明書（その3）（申告所得税及び復興特別所得税に未納の税額がないことの証明書）及び住所を置く市区町村の住民税納税証明書（平成28、29、30年度）	
14	直近の所轄庁による既存運営施設の監査結果及び改善結果の写し	
15	本申込に係る誓約書及び宣誓書	

(3) 受付期間

令和元年6月25日（火）から令和元年7月19日（金）まで

※ 申込書類の提出の際、事前にご連絡の上、書類を持参してください。（郵送不可）

(4) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 本庁舎2階

さいたま市役所 子ども未来局幼児未来部

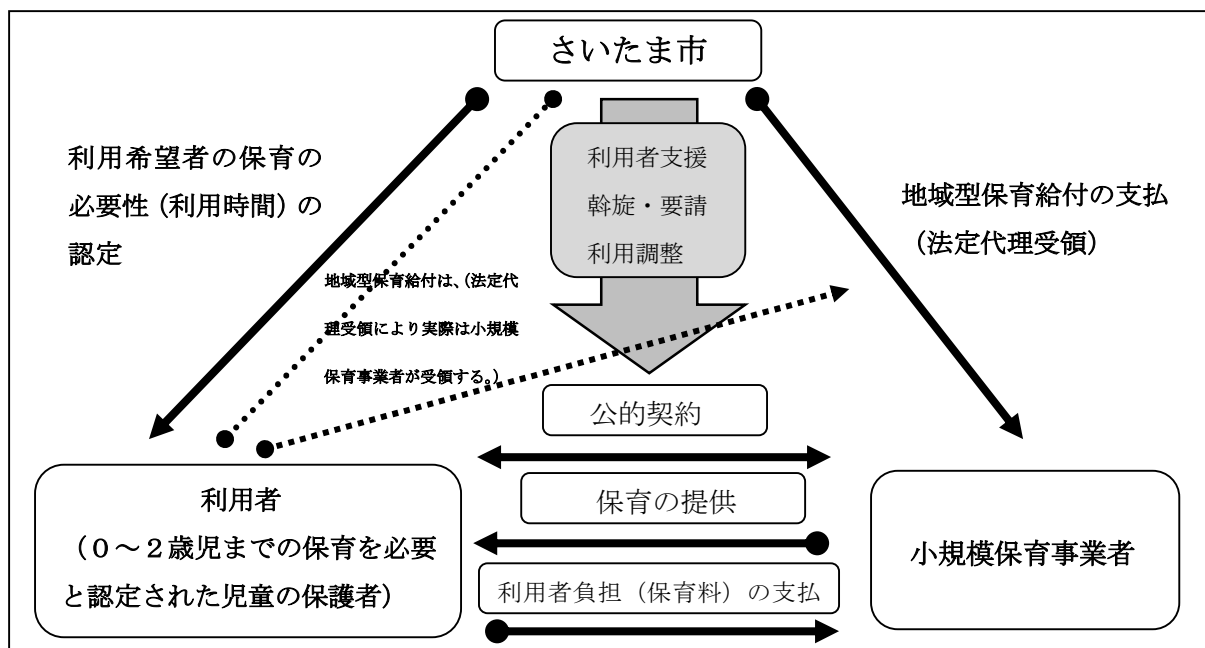
のびのび安心子育て課 施設整備係 電話 048-829-1868

## 7 その他注意事項

(1) 募集について

- ① 「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」、「さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」及び「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」による基準を遵守し、社会福祉事業として運営することが見込める事業者を認可候補事業者として選定します。
- ② 今回の募集申込により事業認可を確約するものではありません。  
 今後、選定された事業者と事業開始に向けて協議を開始し、本市各区域の保育需要等を鑑み、確実に適正かつ安定的に運営可能か確認した施設を「さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」に諮問したうえで、令和2年4月1日までに認可することとなります。
- ③ 申込みにあたっては、「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」、「さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」等を参照し、ご理解の上、申込書類を作成してください。
- ④ 小規模保育事業所等へ入所するにあたり、本市から保育の必要性が認定され、利用調整を受けた利用者と事業者が公的契約を結ぶこととなります。  
 入所に関しては、利用者が保育の必要性の認定を受け、利用調整がなされた場合には、保育の応諾義務があり正当な理由がない限り入所を拒否することができません。

【小規模保育事業の運営の仕組み】



- ⑤ 現在の2歳児（来年4月1日：3歳児）は、認可保育所、認定こども園、ナーサリールーム等に申し込む必要があります。それ以外の児童で、保育の必要性が認められる児童のうち、一定の基準日に在籍している場合、原則として継続できます。

(2) 申込について

- ① 必ず申込書類は記入漏れ、書類不足等のないよう確認の上、提出してください。
- ② 添付書類がない等で締切日までに書類が揃わない場合は、協議対象から除外します。
- ③ 選考後に申込書類の内容に虚偽があることが判明した場合は、協議対象から除外します。
- ④ 選考後、事業開始に向け小規模保育事業整備協議を進めることとなりますが、令和2年4月に適切な事業開始が見込めない場合は、認可の対象といたしません。

(3) 施設利用者への説明

小規模保育事業等への移行を希望する事業者は、施設利用者に対して、小規模保育事業所へ移行を予定していること、小規模保育事業所等が現施設と異なることについて事前に十分な説明・周知を行った上で申込書を提出してください。

◎ 申込書類等については、下記、本市HPよりダウンロードしてご利用ください。

(格納先：さいたま市HP トップページ >子育て・教育 >育児・保育 >保育所・保育サービス > 保育施設運営者の方へ)

さいたま市子ども未来局幼児未来部  
 のびのび安心子育て課 施設整備係  
 TEL：048-829-1868  
 FAX：048-829-2516

メール nobinobi-anshin-kosodate@city.saitama.lg.jp